

事 務 連 絡
令和2年9月28日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労 働 部

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に係る
パンフレットの送付について（情報提供）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、
格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、増加する高年齢労働者の災害防止を目的として令和2年3月に「高
年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しており、この度、さら
なる周知を図る観点から、本ガイドラインの取組のポイントをまとめたパンフレット
を作成した旨、周知依頼がありましたので、情報提供いたします。

以上

担当：労働部 又木

令和 2 年 9 月 17 日

各 位

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に係る
パンフレットの送付について

平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、増加する高年齢労働者の労働災害防止を目的として、令和 2 年 3 月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定し、貴団体にもこのガイドラインの周知をお願いしてきたところです。

今般、別添のとおり、本ガイドラインの取組のポイントをまとめたパンフレットを作成いたしました。さらなる周知を図る観点から、誠に勝手ながら、貴団体へ印刷物を送付させていただきますので、可能な範囲で貴会関係の皆様、傘下会員の皆様への配布について、ご高配賜れば幸いです。

ご質問、ご要望等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

高年齢労働者の労働災害を防止するための取組が促進されますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

問合せ先：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班 寺島、鈴木、富田
(代表電話) 03-5253-1111 内線 5488、5487

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

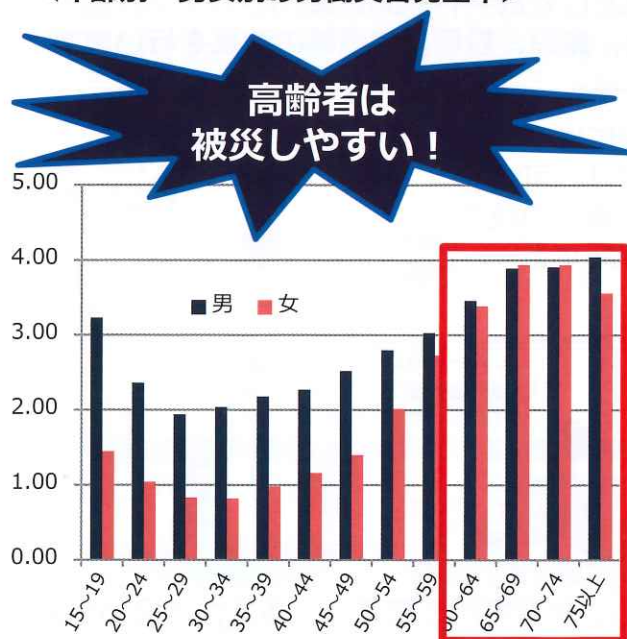
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

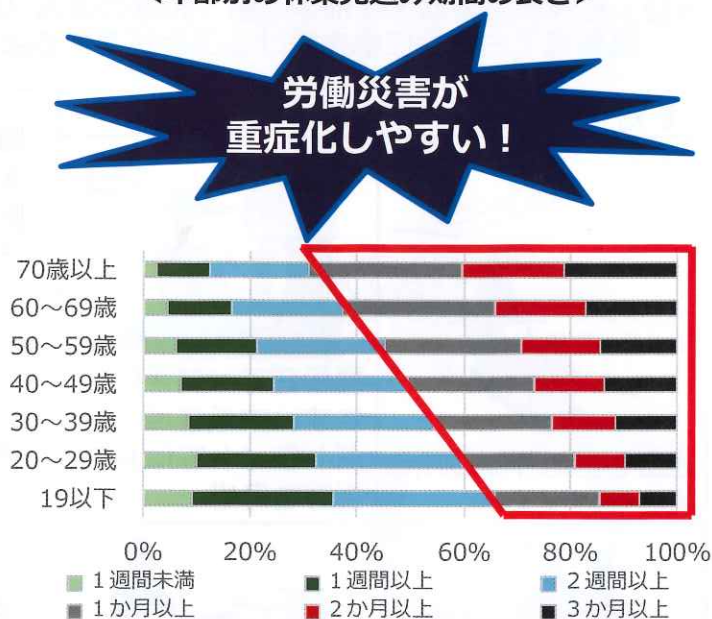
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

↓対策の例↓

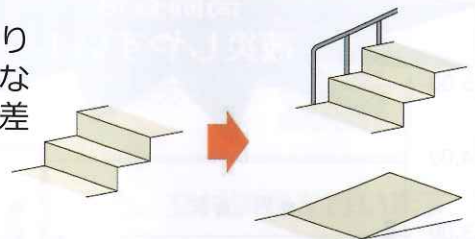


通路を含め作業場所の照度を確保する

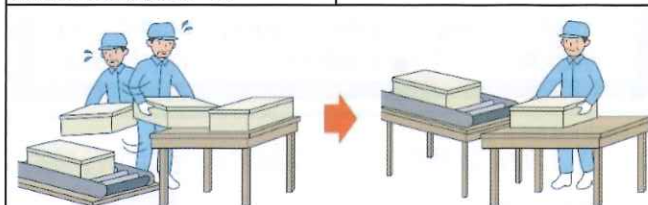


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

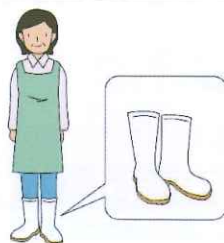
リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

※注意点※

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価数	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価数	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価数	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → **評価**

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら → 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに原字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置 例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

※取組の例※

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

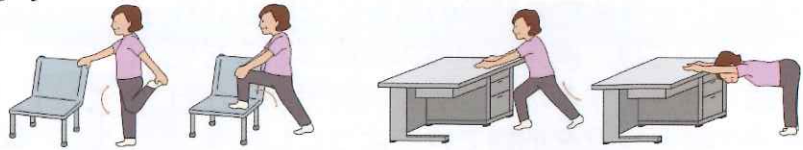
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

▼参考：ストレッチの例▼

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
(厚労省HP)



※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 ☎ 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
(土日祝休み)

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課
技術管理部指導課
技術管理部
教育支援課
技術管理部

03-3452-6366 (製造業、下記以外の業種関係)
03-3453-0464 (建設業関係)
03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高年齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



(R2. 8)